

○ マーシュジャパンが提供する ESG リスクレーティングツールを活用し、「ESG に関する特約」の提供を開始 あいおいニッセイ同和 (24/3/19 ニュースリリース)

https://www.aioinissaydowa.co.jp/corporate/about/news/pdf/2024/news_2024031901283.pdf

- ・ あいおいニッセイ同和は、経営者向けの「会社役員賠償責任保険」において、マーシュジャパンが提供する ESG リスクレーティングを活用した「ESG に関する特約」を、2024 年 3 月より本格的に提供を開始する。ESG リスクレーティングは、企業の環境・社会・ガバナンスのパフォーマンスを測定し、ESG リスクの改善への手立てを探り、より効果的なリスクマネジメントと保険手配を支援する自己評価システム。気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD) など、国際的な 10 以上の基準や枠組みに基づいて測定され、18 の ESG テーマにわたって企業のパフォーマンスを点数化する。
- ・ 昨今、世界的な ESG 投資への関心の高まりを受けて ESG 市場が拡大しており、日本国内の企業においても ESG 経営に対して注目が集まっている。また、ESG 経営の中でもカーボンニュートラルへの取り組みに関しては、2050 年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを日本政府が宣言するなど、すべての企業にとって重要な課題となっている。
- ・ 「ESG に関する特約」は「会社役員賠償責任保険」に付帯する特約で、「ESG に関する訴訟補償条項」および「カーボンオフセット費用補償条項」で構成される。
- ・ ESG に関する訴訟補償条項は、コーポレート・ガバナンスに関する報告書に基づいた損害賠償請求について、会社有価証券賠償責任補償特約の支払限度額を増額して補償する。補償事例としては、コーポレート・ガバナンスに関する報告書において、サステナビリティについての取組開示内容に記載誤りがあったため投資判断を誤ったとして、会社が投資家より損害賠償請求を受けた場合、等。
- ・ カーボンオフセット費用補償条項は、火災等の偶然な事故によって生じた温室効果ガスの排出量増加分、または予定削減量減少分に対して、カーボンオフセット費用 (J-クレジット購入費用) を会社が負担した場合の費用損害を補償する。補償事例としては、太陽光発電を使用した温室効果ガス排出量の削減を行っていたが、落雷による太陽光発電装置の破損によって温室効果ガスの予定削減量が減少、年間の排出量目標が達成できなくなったため、本来予定していた削減量に対する減少分の補てんを目的として J-クレジットを購入した場合、等。

○ 「移動支援サービス専用自動車保険 (地域の移動を支える保険) 」の対象事業者の拡大 損保ジャパン (24/3/19 ニュースリリース)

https://www.sompo-japan.co.jp/-/media/SJNK/files/news/2023/20240319_1.pdf?la=ja-JP

- ・ 損保ジャパンは、地域交通の「担い手」や「移動の足」不足といった社会問題に対して政府が打ち出した「ライドシェア事業の一部解禁」の方針に対応するため、「移動支援サービス専用自動車保険 (地域の移動を支える保険) 」の商品改定を 2024 年 3 月から実施し、契約が可能な事業者の範囲を拡大した。
- ・ 昨今、地域交通の持続可能性や、運転免許返納後の移動手段の確保といった課題が広く認識されている。道路運送法は、「自家用有償旅客運送」や「許可・登録を要しない輸送」として、市町村や NPO 法人等を運営主

体とする自家用車での輸送を認めており、自家用車に依存しなくても生活できる環境づくりのため、公共交通を補完する移動手段を確保していく取組みが行われている。

- ・ 2023 年 12 月開催の第 3 回デジタル行財政改革会議において、タクシー・バス等のドライバー不足の深刻化に対して「地域の限られたリソースを活用し、支え合って移動の足を確保する仕組みが不十分」「運転者の確保が困難」等が課題として挙げられた。中間とりまとめでは、前記課題解消に向けた政府の取組みとして、タクシー事業者の管理下、地域・時期・時間帯を限定して、地域の自家用車と運転手を活用したライドシェア事業を一部解禁する方針が打ち出された（道路運送法第 78 条第 3 号に基づく制度の創設）。
- ・ 「道路運送法第 78 条第 3 号に基づく制度」創設に対応するため、2024 年 3 月から加入できる事業者の範囲を拡大した。改定後は、道路運送法における「自家用有償旅客運送」「許可・登録を要しない運送」を運営する市町村、NPO 法人、ボランティア団体等の運営主体に加えて、道路運送法第 78 条第 3 号に定める国土交通大臣の許可を受けて自家用車を用いた有償運送を運営する事業者も対象となる。
- ・ 登録ドライバーが、自ら所有する自家用車を持ち込んで移動支援サービスを提供している場合、事故発生の際には登録ドライバー自身が契約する自動車保険を使用することとなり、ドライバー確保の課題の一つとなっていた。損保ジャパンは、2019 年 7 月から「移動支援サービス専用自動車保険」の提供を開始し、登録ドライバーが移動支援サービスを提供している間に事故が発生した際には、登録ドライバー自身が契約する自動車保険ではなく、移動支援サービス専用自動車保険で対応することを可能としている。

○ **令和 6 年能登半島地震に係る地震保険の支払件数・支払保険金等について（2024 年 3 月 8 日現在） 日本損害保険協会（24/3/21 ニュースリリース）**

https://www.sonpo.or.jp/news/release/2023/g34I0i0000001ysx-att/240321_01.pdf

都道府県	事故受付件数（件）	調査完了件数（件）	支払件数（件）	支払保険金（千円）
新潟	22,889	18,857	12,894	10,901,210
富山	30,838	26,943	19,414	14,911,722
石川	48,853	40,144	31,371	32,820,291
福井	3,469	2,922	1,604	1,061,380
その他	9,162	6,735	2,130	1,334,115
合計	115,211	95,601	67,413	61,028,718

- ・ 過去の大きな地震による地震保険金一覧（支払額順）では、令和 6 年能登半島地震は 7 番目となっている。
 - ◆日本代協から各社に要請も行いましたが、多くの保険会社で、能登半島地震を理由として一定期間内に解約等となった契約の戻入手数料の戻入猶予措置が設けられました。措置の詳細は各保険会社にご確認ください。

○ **自動運転サービスの社会実装に向けたソリューションの提供開始 損保ジャパン（24/3/22 ニュースリリース）**

https://www.sompo-japan.co.jp/-/media/SJNK/files/news/2023/20240322_1.pdf?la=ja-JP

- ・ 損保ジャパンは、SOMPO リスクマネジメント、SOMPO ビジネスソリューションズおよび株式会社プライムアシスタンスと共に、安心・安全な自動運転の社会実装に向けて、2024 年 4 月、自治体や交通事業者をサポートするためのパッケージソリューションの提供を開始する。

- ・ 自動運転技術は、高齢化に伴う運転免許証の自主返納者の増加や地方公共交通機関におけるドライバー不足、CO2 排出削減など、様々な社会課題を解決するソリューションとして期待されている。しかし、自動運転サービスの実装には、事故トラブルが発生した際に誰がどのように対応するか、自動運転車両を整備できる工場をどのように確保するかなど、解決すべき課題が残っている。
- ・ このような課題に対して、損保ジャパンは、実証実験で得た知見をもとに、SOMPO リスク、SOMPO ビジネスおよびプライムアシスタンスのノウハウを活かし、自動運転走行開始前の計画段階から自動走行開始後のアフターサービスまで、総合的なサポートを提供することで、安心・安全な自動運転サービスの実装を支援する。
 - ◆自動運転リスクアセスメント：実証実験や実装を計画する走行環境のリスク評価を行い、リスクアセスメントレポートを作成。関係各所と協議することで、安心・安全な実証実験を支援し、社会実装を進める。
 - ◆緊急時マニュアル作成支援：自動運転車両に事故やトラブルが発生した際の対応マニュアルの作成を支援し、特定自動運行に対して必要となる研修を実施する。
 - ◆自動運転車両向けレッカー業者選定支援：実装を検討している地域のレッカー業者の選定を支援し、特殊車両である自動運転車両をレッカーけん引するための技術研修を実施する。
 - ◆整備工場網構築支援：実装を検討している地域の整備工場との連携を支援し、特殊車両である自動運転車両の整備に必要な技術研修を実施する。
 - ◆自動運転車両向けロードアシスタンス：自動運転車両の搬送、警備業者等の現場への駆け付け依頼、緊急時の警察や消防への連絡など、初動対応のサポートを提供する。
 - ◆自動運転専用保険：自動車保険をベースに、実証実験～実装の各段階に合わせた最適な補償を提供する。

○ 損保不正で有識者会議初会合 金融庁「必要な対応 議論」（24/3/27 日経朝）

- ・ 金融庁は 26 日、不祥事が相次いだ損害保険業界の課題と新たな規制の必要性について話し合う有識者会議の初会合を開いた。井林辰憲・金融担当副大臣は「複数の行政処分を発する事態となったことは遺憾。制度監督上における必要な対応や目指すべき方向について議論してほしい」と話した。
- ・ 有識者会議は、ビッグモーターによる保険金不正請求問題や損保大手による企業向け保険の価格調整問題を受け設置された。6 月までに議論を踏まえた報告書のとりまとめを目指す。今後、監督指針の見直しや保険業法の改正につながる可能性がある。
- ・ 保険会社の代理店監督や自動車ディーラーなど副業で保険を販売する兼業代理店の在り方、企業保険分野での公正な競争の確保に向けた環境整備に至るまで幅広いテーマを議論する。
- ・ 保険金不正請求問題では、保険会社の監督指導を受けるビッグモーターが保険金を水増し請求するなどの不正行為を繰り返していた。ある委員は「保険会社が代理店を監督指導する前提があるが、保険会社に対する大規模代理店の発言力は強い」と指摘した。委員からは「保険会社と大規模代理店の関係が逆転していることを前提に議論すべき」との意見も上がった。
 - ◆本有識者会議には、日本代協もオブザーバーとして出席しています。

昨日の会議資料は金融庁 HP に掲載されています。追って議事録も掲載される予定です。

<https://www.fsa.go.jp/singi/sonpo/siryoku/20240326.html>

以上